

<h1>控室</h1>	首都圏大学非常勤講師組合 東京公務公共一般労働組合 大学非常勤講師分会 TEL 080-3310-6910 URL: http://f47.aaa.livedoor.jp/~hijokin/ e-mail: sida@union-kk.com	〒170-0005 東京都豊島区 南大塚 2-33-10 東京労働会館 5F 郵便振替口座 00140-9-157425 大学非常勤講師分会
-------------	--	---

本号の主な内容

- ◆ 首都圏大学非常勤講師組合第16回総会報告(3面)

組合活動はストーカー行為なのか？

当組合が訴えられた仰天裁判「川口学園事件」の行方を考える

松村 比奈子

【仰天裁判の概要】

当組合の組合員でもある衣川清子氏の不当解雇(いわゆるお菓子解雇事件)に関連し、当組合などが埼玉女子短期大学(学校法人川口学園)前で行っていた街頭宣伝行為に対し、東京地裁民事9部は、川口学園側の「妨害禁止等仮処分命令申立」の主張を認め、宣伝行為を禁止する処分決定を今年3月10日に出しました。当組合が、街頭行動で裁判所に訴えられたのは初めてのことであり、また学園側の主張が認められたことも、組合の過去の活動業績や経緯から考えれば、想像を絶する事態です。

そもそも仮処分申立というのは、本訴(いわゆる通常の裁判)をする前提で、緊急に何らかの権利の保全の必要がある場合に、裁判所に仮の判断を求める手続きです。芸能人の望まない写真集出版に対して出される事例などが知られています。ここで保全を申し立てた川口学園側の要求とは、《団交要求のための直接要請も電話も、面談強要として禁じて欲しい。

争議行動は業務妨害であるから、社前での街宣行動や、最寄り駅周辺でのビラ宣伝も一切禁じて欲しい」という内容です。

組合の街宣行動は、どこでも行われている一般的な街頭のビラまきと演説であり、また過去には学園も団交要求に応じてきました。しかし、最高裁が昨年9月に衣川氏の解雇を認める判決を出した後、今年1月に再度学園側からの申し入れにより協議が行われましたが、解決金等をめぐる折り合いがつかないまま、1月31日に突然「面会強要等妨害禁止仮処分命令申立」が学園側から裁判所に出され、民事9部はこれを全面的に認める判断を下しました。それはつまり、衣川氏と当組合、そして上部組織の東京公務公共一般労働組合ならびに支援関係者に対して川口学園への要請行動も宣伝行動も4月8日まで禁止とし、さらに団交申し入れの架電(電話をかけること)は今後無期限に禁止という、信じがたい内容です。しかも仮処分決定の性質上、判断の根拠は示されませんでした。

私たち(衣川氏、当組合、公共一般)は3月22日、直ちに異議申し立てを行いました。4月4日に民事9部は改めて原審を認定する決定を出しました。最初の仮処分決定では裁判所の判断根拠は示されませんでした。今回の決定では、保全理由を「最高裁で解雇が確定しており、組合は団体交渉権を失っている」と判断したようです。解雇後の宣伝行動は、迷惑行為すなわち「ストーカー行為」というわけです。この決定に対し当組合らは「起訴命令申立(=仮処分は本訴を前提とした申立なので、本訴をするよう裁判所が相手に命じることの申立)」を行い、この問題を本訴で争うことが裁判所で決定されました。私たちは今後、この事件を「川口学園事件」を呼ぶことにします。

5月13日、学園側からは2度目の仮処分申立が出され、裁判中の宣伝行動の禁止が求められました。同民事9部は、6月14日、それを認める決定を出しました。もともと川口学園は永久的な宣伝行動の禁止を求めていましたが、仮処分では無期限の禁止という決定は出せないため、12月31日までの期限となりました。その理由はもちろん明示されませんでした。

【なぜ仰天裁判なのか】

この一連の訴訟行為は、当組合というより、今後の日本の労働運動に大きな衝撃を与えるものです。なぜなら、労働運動の基本でもある街宣行動が、裁判所という公権力によって禁止されるという、前代未聞の事件だからです。問われているのは、街宣行動の内容ではなく、街宣行動そのものです。つまり雇用主がひとたび解雇すれば、それに異議を唱える行

動は労働運動ではなくストーカー行為とされ、ひいては市民としての思想・良心、表現の自由すら認めないということになります。

しかしながら、たとえ最高裁で解雇の有効性が認められたとしても、争議解決の話し合いが不要になるわけではありません。事実、突然の解雇であったために衣川氏の私物がまだ研究室内に残されており、その運び出しについて話し合う必要があります。また解雇が裁判所により「法的に解決」したとしても、かつて雇用していた事実があり、また懲戒解雇ではないため再雇用や他大学への斡旋を求めることは不当ではありません。にもかかわらず、仮処分決定によって裁判所が「電話をかけるな」と禁止することはきわめて異常です。

そもそも今日の市民社会においては、「私的自治の原則」が基本であり、当事者同士の解決が望ましいとされます。民事裁判でも多くの場合に裁判長が当事者に和解を勧めるのは、最終的に当事者同士が話し合いで解決していくのが望ましいと考えるからではないでしょうか。しかも労働関係においては、雇用主と雇用者の不平等な立場を認識しているからこそ、憲法第28条で「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」として、いわゆる労働三権(団結権・団体交渉権・団体行動権)を保障しています。これはまた、労働者の権利行使に対する刑事免責と民事免責を含むとされます。つまり労働者の団結・団体交渉・団体行動に対して、刑事罰を受けず、民事上の責任に問われないことを保障したものです。さらに、刑事責任・民事責任からの自由ばかりでなく、

雇用主による一方的な解雇や懲戒等からの自由も含むといわれます。

そのような一般的な人権理解の下において、今回の決定および今後の本訴の流れは、最終的には労働三権の解釈を求めて争うものとなっていくと見られます。そもそも組合による街宣行動は、営業妨害を目的とした行動ではありません。しかしながら仮処分決定において、街宣行動の禁止は、名宛人の当組合や公共一般のみならず「支援関係者」にまで拡大されています。それはすなわち、他の労働組合との共闘行動や市民運動との連携を禁止し、市民としての自由な発言や行動までを否定する命令に他なりません。

【仰天裁判の行方はどうなるか】

当然のことながら、裁判の行方が気になります。その将来はあまり明るいものではありません。というのも類似の事

例として、大阪地裁は先月の5月10日、全日本建設交運一般労働組合(建交労)に対して、北港観光バス会社(大阪市、首藤俊樹社長)への宣伝を禁止する仮処分決定を出しました。同社と組合は雇止めや配転等をめぐって対立していますが、その裁判はまだ終了しておらず、裁判係争中に組合の宣伝が禁止されるのはさらに異例といえます。今後、経営者の意向に沿った、このような決定がさらに増える可能性があります。

これらの裁判が問いかけている、きわめて異常な労働運動弾圧の正当化が、今後最終的には労働三権、思想・良心の自由、表現の自由を制限し、民主主義の自殺にまで発展しないよう、私たちは総力を挙げて裁判に挑まなければなりません。

首都圏大学非常勤講師組合 第16回総会報告

—活動報告と方針—

4月10日、震災のため予定より2週間遅れましたが、首都圏大学非常勤講師組合第16回総会が本年も東京労働会館(ラパスホール)で開かれました。

[1] 大学をとりまく情勢

1990年代後半以降、大学政策においても「大学ビックバン」とも言うべき改革が展開されてきた。大学設置基準の大綱化、1997年に制定された「大学教員任期制法」や1998年の大学審答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について——競争的環境の中で個性が輝く大学」に基づく政策、2003年の国公立大学の独立行政法人化等

の政策により、大学の「改革」が急速かつ強力に展開されてきたのである。具体的には、専任・非常勤教員比率規制の撤廃による非常勤講師の増大、国公立の大学法人等における経常予算削減を理由とする非常勤講師の大量の雇止め、専任教員における任期制の広範な導入、学生定員増の容認等による首都圏や大規模大学への学生の集中、各分野における専門職大

学院の設立・拡大その他の施策により、大学と教育の在り様は、この間に大きく変貌した。

(1) 大学改革の展開と非常勤講師への影響

① 専業非常勤講師の比重の増加

大学・短大の教員における非常勤講師の割合は、首都圏では大学で講義担当コマ数が過半数を超える状況となっている。また、専業の非常勤講師は、2001年の53397人(35.7%)から2007年には74417人(40.3%)へと大きく増加した。専業の非常勤講師が大学教育の中核的存在となり、その生活と研究の継続は、大学運営において考慮すべき重要問題となった。

② 専業非常勤講師の劣悪な生活・研究条件が是正されず、非常勤講師と専任教員の処遇の不均衡も温存されてきた。

このように、非常勤講師が、教育体制において基幹的役割を果たすとともに、その中核が専業非常勤講師となってきたにもかかわらず、各大学における非常勤講師に対する処遇は、かつてのような専任教員の副業に対する報酬を想定したものから変更されていない。実際、首都圏の各大学における1コマの月額給与は、概ね2万5千円から3万円弱程度である。

文部科学省の基準によれば、非常勤講師の週5コマの講義(90分授業)が準備や研究のための時間を考慮すると週40時間労働に相当する。しかし、5コマでは月に12万5000円から15万円、年150万円から180万円にしかならない。生活費に加えて、講義準備のために必要な研究書の購入、奨学金の返済、国民健康保険料等の支払い等を考慮すると、これでは基本所得としてはとても足りないのが実態である。

奨学金の返済も、年収300万円以下の場合には5年間返済猶予になっていることから見ても、非常勤講師の賃金がいかに低いかが分かる。

かりに、非常勤講師給だけで生活を成り立たせようとする場合には、授業準備のために研究等は深夜にまで及びがちで、開講期間中を通じて優に過労死水準を超えて働かなければならない状況にある。

③ 雇止め事案の増加、雇用と処遇のいっそうの劣悪化が進んでいる

加えて、この数年顕著に増加してきているのが、非常勤講師の雇止めである。近年の雇止めの増加の特徴は、第一に、独法化による経常予算の絞り込みに起因するものであり、第二に、語学科目の削減などのカリキュラム再編＝大学における教育研究内容の改変と結びついたものであり、第三に、語学科目などの業務委託化等雇用関係の流動化と結びついたものである。また、非常勤講師の雇用期間を一定期間に制限しようとする動きも一部の大学で現れた。これらの動きは、各大学が大学「改革」において非常勤講師の生活と研究の継続をなんら考慮することなく、それどころか大学運営上の矛盾を非常勤講師に転化していることを示している。状況の改善どころか、全体としては非常勤講師の雇用と生活のいっそうの不安定化が進行している。

④ 偽装請負問題

非常勤講師の労働者性を否定し、労働者を組合運動の範囲外に置くことを狙った請負化、業務委託化が増大している。

私立大学では、専門学校への丸投げや派遣の導入による教育の外注化が進んでいる。とりわけ、非常勤講師の代わりに

大量の派遣講師を雇って、人件費の引き下げを図るケースが増大している。

(2) 「大学全入」時代に入り、学生の多様化の中で、大学教育に新たな課題が発生している。

アメリカの社会学者マーチン・トロウは、高等教育への進学率が15%を超えると高等教育はエリート段階からマス段階へ移行するとし、さらに、進学率が50%を超える高等教育をユニバーサル段階と呼んでいる。日本でも、少子化状況の下で、各大学が生き残り競争をすすめ、大規模化を競ってきた結果、2010年には大学進学率も54%を超え、希望者全員が大学に入学する状況が生まれた。まさに「ユニバーサル・アクセス」または「大学全入」の時代が始まっており、学生の質の低下、多様化などの問題が生じている。

その下で、学生教育における新たな課題が現れている。大学経営・政策研究センターの「全国大学教員調査」(2010年2月実施)結果は、新たな課題として専任教員が重視している事項が明瞭に示されおり、参考になる。① 図書館など学生が自主的に学習する環境を整えること、② 小規模クラスにすること、③ 教員の担当授業数を少なくすること、が極めて重要との専任教員の認識が示されている。

大学教育の改善の方向として、現に力を入れており、また将来も最も重視されるべきこととして、「研究室、ゼミなどを通じて教員や学生間の接触の強化することが群を抜いて選択されている。大学教育の改善の基本方向は明確に認識されているにも関わらず、非常勤講師の協力抜きで、専任教員だけでは、実際にそれを展開していく条件は失われている、と

言わざるを得ない。大学教育の改善のためにも、非常勤講師の役割を見直し、新たな位置づけを与えることが必要なのである。

(3) 大学改革の若手研究者の進路への影響

改革の展開の中で、若手研究者の行く先が見えない状況が深刻となっている。1991年に大学院重点化政策がスタートして以来、大学院生の数は年々増えている。1990年には9万人だった院生は2009年には26万人まで増加した。その概況は、「我が国の博士課程修了者の進路動向調査」(文科省・科学技術政策研究所 2009年3月)に示されている。博士課程修了者の終了直後の職業を示しているが、理学・工学・農学・保健分野の研究者においては、保健を除きポストドクターなどの比率が高いにしても6割程度が生活を支える基本所得を得て、研究を継続していく条件を確保しているのに対して、人文・社会・その他分野の研究者は、ポストドクターと専任教員を中心に約3割が研究を継続する条件を確保しているだけで、その他は、非常勤講師のポストを得られた1割～2割の者は幸運な方で、不明・その他が約5割を占め、それらは研究の継続自体が困難となっている。また、理学・工学・農学分野の研究者にとっても、ポストドクター以降の専任教員となる道は狭き門となっている。

全体として言えることは、かつては大学が学術の中心であり、大学の専任教員がエリートとしての学生の教育を担っていたが、大学の大衆化の時代を経て、大学ビックバン以降には、大学は、誰でも入れるものとなり、高度専門職業人の養

成やそのための専門知識をもった教授など多様で広範な教育機能を中心とし、任期制教員を含む比較的少数の専任教員と多数の非常勤講師が学生を教育していくという新しいあり方に変化した、ということである。この変貌の中で非常勤講師は、大学の中心的機能となった多様で広範な教育機能を専任教員と共に分担しつつ、それを支える研究過程を代価の支払いなしに無償で遂行しながら、今日の大学の存立を支えている。しかも、非常勤講師給のみで生活を支えている専業非常勤講師は、文字通りワーキングプアとなるか、過労死水準の研究教育業務をこなしていくか、二者択一を迫られているのである。さらに、多数の若手研究者が、非常勤講師になることすらままならず、志半ばに大学を去っているのが現状である。

(4) 若手研究者の奨学金返済問題

不況が続く親の収入が減少する中で、奨学金の需要が増大し、1998年から2008年の10年間で奨学金の総額は約3倍に増えたが、増えた分はほとんどが3%の利子つき「奨学金」であった。大学生が毎月12万円の奨学金を借りると金利を別にしても4年間で総額576万円になるが、大学院に進学した場合1000万円程度借りる例も珍しくない。当然、専任教員など安定した収入のある職に就けない場合、返済不能になる者が続出している。若手の非常勤講師には年収が200万円代なのに、借金(奨学金)は500万円～1000万円抱えている人が少なくない。

これに対して、学生支援機構は、有利子貸与の増加、滞納者の個人信用情報機関への通報、恫喝的な取り立てなど、な

りふり構わぬ貸金業への道を歩もうとしている。

[2] この間の取り組みと成果

非正規労働者の「通常労働者」化が進行しており、そのために、組合加入者数や交渉数が増大したと思われる。また、継続的な組合活動(ex.「控室」の継続的配布)もそれに寄与していると思われる。

今年、雇用問題、労働条件問題で次のところと団交(話し合い)し、あるいは、労働委員会、裁判にとりくんだ。早稲田、明治、法政、日大、専修大、東大、東京農工大、お茶の水大、宇都宮大、都留文科、桜美林、国土舘大学、国際医療福祉大、日本獣医師生命大、獨協、東京電機大、埼玉女子短大(川口学院)、武蔵野大、人間総合科学大、千葉商科、放送大、昭和音大、聖学院、文教、千葉工科大、工学院大、淑徳大、青山学院大、西武文理大学、河合塾、栄光ゼミナール、中央ゼミナール、アルファ国際医療福祉専門学校(西田学園)、日仏学園、村上学院、YMCA、港湾カレッジ、報徳学園、東京医薬専門学校、順心広尾学園、国立市役所、MUA(ムサシノ・ユニバーシティ・アソシエイト)、パークリー・ハウス。

(以上43箇所です。史上最高、昨年42校、交渉の回数は集計できていないが、明らかに過去最高である)

この1年間の全体的な特徴をあげると、

- ① 交渉数・交渉学校数の増大
- ② 外国人加入者の増大(中国、韓国、インドネシア、ベトナム、フランス、アメリカなど)
- ③ 企業別組織の増加←説明会により集団加入。

- ④ 労働相談・交渉の時期の変化(2・3月の増大)
- ⑤ 事務系の加入者・交渉 ex. 栄光ゼミナール・東京農大
- ⑥ 予備校、専門学校等の加入者・交渉の増大 ex. 河合塾・西田学園
- ⑦ 外国語教育丸投げの顕在化 ex. 国士舘・武蔵野大
- ⑧ 使用者側の専門家(弁護士・社労士)関与の増大(ex. MUA・農工・人間総合・東大・西田)
などの点があげられる。

(1) 雇用問題の解決(略)

(2) 処遇改善問題

賃上げだけでなく、各大学の非常勤講師と専任教員の担当コマ数の比較および非常勤講師の賃金が教員の人件費全体の中で占める比率を開示するよう要求した。明治大学(来年度アップ)、早稲田大学(今年度アップ)などの成果があった。

(3) 奨学金返済問題

組合は機関紙『控室』で、「所得連動型の奨学金返済方式を導入して、年収300万円以上になるまで奨学金の返済を猶予せよ」という趣旨の独自のキャンペーンを張るとともに、NHKなどマスコミの取材に協力し、奨学金問題について世論に訴えた。

また、共闘組織の「奨学金の会」に参加し、院内集会や文部科学省への陳情、署名集めの統一行動などに参加してきた。

議員に対する陳情にも取り組み、共産党宮本議員による国会質問のなかでも非常勤講師の奨学金返済問題が取り上げられた。

(4) 厚生年金加入問題

07年7月の厚生労働省での記者会見を起点に、「労働時間の合算により掛け持ちパートも厚生年金に入れること」という署名を組合員および支援者に送付し、さらに、メールボックスへの大量配布を行い、昨年の総会までに2055筆の署名を集めたが、その後停滞している。

(5) 大学危機の打開へ向けた大学人の共同の発展

12月1日国公立大学の危機打開を目指す国会要請行動に参加。

この間、東京私大教連、全大教、全国院生協議会、日本科学者会議、などの団体との交流を深めた。

(6) 組織建設

現在、加入組合員数は、327名(昨年270名)となり、昨年に比較して約60名増加している。史上最高。

従来、職場の中に集団が作ることがなかなか実現できなかったが、最近、最初の加入者を中心に組合説明会を開き、集団で加入する例が生まれている。

① 河合塾ユニオン

団交(4回団交) 機関紙「ゆに〜く」発行本丸名古屋で団交実現
各地域で組合加入続出 従業員過半数代表選挙で多くの支持

② 西田学園ユニオン

私教連・町田地区労と共闘 団交(8回) 裁判(2件) 労働委員会 記者会見2回

③ 国士舘大学

組合員ミーティング(2回開催) 月1回の組合員あてメール通信
業務請負先との団体交渉、事務折衝(予定)

④ 武蔵野大で集団で加入

[3]2011年度の運動方針

① 組合員の雇用と生活を守る闘いを強める。雇止め、処遇劣化等の事態への組合の対応力を安定的に維持し、さらに強化する。

② 最低生計費の調査に基づき週5コマ(文部科学省の見解によれば、講義の準備などを考慮すると週40時間に相当)で生活できる賃金を要求していく。1コマ5万円をめざす賃上げ運動を展開し、1コマの最低月額が3万円を下回っているところでは、3万円以上の実現をめざす。

賃金交渉において、パートタイム労働法に基づく情報開示を請求し、さらに、非常勤講師の教学体制における位置づけと非常勤講師給の性格についての大学側の認識を表明させ、確認していく。

具体的には、各大学の非常勤講師と専任教員の担当コマ数の比較および非常勤講師の人件費が教員の人件費全体の中で占める比率を開示させ、専任教員の職務と非常勤講師の職務の関係に関する認識を明らかにさせる中で、均衡処遇の原則に基づく処遇の抜本的改善を大学当局と対話しながら、共に練り上げていくことをめざす。

主要50大学との交渉を目指し、春闘統一要求に基づく団体交渉を引き続き展開する。

③ 奨学金返済問題に取り組む。所得連動型返済への転換を求める全国的な運動を提起する。

④ 労働時間の合算による厚生年金加入問題に引き続き取り組む。

⑤ 専門学校などへの大学教育の丸投げに反対する。偽装請負を監視・追及する。業務委託による講師および派遣型講師は

大学教育に適合しないことを明らかにし、直接雇用を目指す。

⑥ 奨学金返済問題、厚生年金加入問題などで、文科省、厚労省、国会議員への陳情を行う。

⑦ 全国連絡協議会にむけ他の非常勤講師組合との話し合いを続ける。関西圏非常勤講師組合の全国アンケートに協力する。

⑧ 非常勤講師の実態を知ってもらうための自前のキャンペーンをおこなう。非常勤講師が組合と接触できるよう、『控室』の継続的な大量配布を位置づける。組合員に広く配布協力者を募り、配布体制を構築する。

⑨ 当面、専業非常勤講師を中心に1000名の組合づくりをめざす。中期的には4000名を組織することをめざす。

各大学単位で、賃金労働条件の交渉に向け、組合員の会合を開き、具体的な要求や活動を展開する体制の構築をめざす。

組合員の拡大と、新しい支援者を開拓する。

⑩ 東京私大教連、全大教、全国院生協議会、日本科学者会議などとの共同と交流を深める。とりわけ、専任教職員組合との共同を追求する。

[編集後記] 震災からまだやっと1ヶ月、みんな集まってくれるだろうか、心配しながらの開会でしたが、実際には去年以上の盛会で、準備していた資料はすべてなくなりました。こんなことなら、延期しなくてもよかったんじゃないかと思っただけです。日本の経済はどうなるのか、大学の経営はどうなるのか、非常勤講師の雇用はどうなるのか、何もかもが先行き不透明ななかで組合に対する熱い期待を感じました。(行)